

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和24年5月31日に、資格喪失日に係る記録を28年2月1日に、同社C事業所における資格取得日に係る記録を29年10月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については5,000円、申立期間②については8,000円及び申立期間③については1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月31日から同年8月1日まで
② 昭和28年1月24日から同年2月1日まで
③ 昭和29年10月6日から同年11月1日まで

昭和22年8月1日にA社の前身であるD社に採用になり、平成元年*月*日に定年退職するまで引き続きA社に勤務した。

退職及び休職したことは一度も無く、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答文書及び同社から提出された厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は、同社の前身事業所であるD社に昭和22年8月に入社し、平成元年4月までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立期間①については、申立人は、「E学校（現在は、学校法人F学校）G部に入学するため、D社H事業所（昭和26年5月1日にA社B事業所に名称変更）に異動させてもらった。入学時期は昭和24年4月すぐではなかったが、同年8月はあり得ない。」と述べているところ、学

校法人F学校から提出された申立人に係る卒業証明書から、昭和24年4月18日から27年3月22日までE学校に在籍していたことが確認できる上、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、24年5月31日に転勤によりD社I事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人のA社B事業所における被保険者資格取得日を同年5月31日とし、申立期間②については、申立人は、「新たに事業所を建設する場合には、月途中で異動を命ぜられることがあるが、A社J事業所は既存の事業所であったため、昭和28年2月1日の発令であった可能性が高い。」と述べていること、及びA社J事業所において、申立人が被保険者資格を取得した28年2月1日の前後の期間に被保険者資格を取得している25人のうち20人がそれぞれの被保険者資格取得年月の1日に同資格を取得していることから、申立人のA社B事業所における被保険者資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間③については、A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳から、同社C事業所における申立人の被保険者資格取得年月日が29年10月6日であることが確認できることから、申立人の同事業所における被保険者資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年8月、27年12月及び29年11月の社会保険庁の記録から、申立期間①については5,000円、申立期間②については8,000円及び申立期間③については1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付を行ったと主張しているが、事業主はこのことを確認できる関連資料を保有しておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月30日から同年10月10日まで

昭和29年4月にA社に入社し、38年6月20日に退職するまで、正社員として継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によると、昭和35年9月30日にA社C支店において被保険者資格を喪失し、同年10月10日に同社D支店において被保険者資格を取得していることとなっている。

しかし、A社D支店には、昭和35年10月1日に転勤を命ぜられ、赴任しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職員名簿及び経歴明細から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和35年5月のA社C支店に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は確認できる資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和45年9月及び46年2月から47年3月までの期間は4万5,000円、48年2月から同年4月までの期間は6万円、49年4月から同年6月までの期間は7万2,000円、51年2月から同年7月までの期間は8万円、52年5月から同年9月までの期間は8万6,000円、53年4月から54年6月までの期間は10万4,000円、58年10月は15万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和45年9月から58年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から58年11月26日まで

A事業所に勤務していた申立期間において、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額が給与支給額及び控除された厚生年金保険料と見合っていない期間があると思うので、同期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び家計簿から転記しメモ書きされた保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準

報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和45年9月及び46年2月から47年3月までの期間は4万5,000円、48年2月から同年4月までの期間は6万円、49年4月から同年6月までの期間は7万2,000円、51年2月から同年7月までの期間は8万円、52年5月から同年9月までの期間は8万6,000円、53年4月から54年6月までの期間は10万4,000円及び58年10月は15万円とすることが妥当である。

一方、昭和44年12月から45年8月までの期間、同年10月から46年1月までの期間、47年5月から48年1月までの期間、同年5月から10月までの期間、49年7月から50年9月までの期間、51年8月から52年4月までの期間、同年10月から53年2月までの期間、54年8月から同年9月までの期間、同年11月から55年9月までの期間及び同年11月から58年9月までの期間については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致しており、また、44年11月、47年4月、48年11月から49年3月までの期間、50年10月から51年1月までの期間、53年3月、54年7月、同年10月及び55年10月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 17 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 43 年 6 月 17 日から同年 12 月 31 日まで A 事業所に臨時職員として勤務していた。

在職等証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは、同事業所から提出された人事記録により確認できる。

しかしながら、A 事業所は、「申立期間当時、月の途中で採用する場合は翌月の初めから社会保険に加入させていた経緯があるので、推測ではあるが、申立期間の厚生年金保険料は控除していないと思われる。」と回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月から29年5月まで
申立期間当時、A事業所に勤務していた。
給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、勤務期間が特定できないものの、同僚の証言及び申立人の同事業所における業務内容の具体的な供述から推認できる。

しかしながら、申立人は、「会社での仕事は、事業主の手伝いで、製材した板を倉庫に運ぶことであった。」と述べているところ、A事業所に勤務していた元事務員は、「申立人については憶えていないが、材木の整理などでパートの人がいたと思う。詳しいことは憶えていないが、事務所の人と機械を扱う危険な職種の人が保険に加入していたと思う。」と証言しており、同事業所が申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、A事業所は、昭和39年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主を含め当時の関係者は既に死亡しているため、申立ての事実を確認できない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の氏名が無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。